

論 説

擬制価値の転化法則

杉 野 罔 明

目次

はじめに——予備的考察——

第一節 問題提起

第二節 擬制価値の諸形態と分類

第三節 資本制的経済原則の設定

第四節 資本制的経済原則の転化

第五節 擬制価値の転化法則

おわりに

はじめに——予備的考察——

現代における経済的諸事象を分析し、経済政策を策定する前提として、経済理論が必要である。その経済理論は、自然科学、人文科学、そして社会科学という、それぞれの方法で構築していくことが可能である。本稿は、資本制経済を対象とし、社会科学の方法論に立脚しながら、経済的諸関係の総体である「経済構造」とその運動法則を、価値体系として構築することを目的とする。

ところで、この価値体系を構築していくためには、周知のように、「下向・上向」という「経済学の方法」(マルクス)を採る。その方法は、現実の複雑・多様な経済的諸事象を形成している経済的諸関係から出発し、その中から、「資本制生産様式を構成する基本的な経済的諸関係は何か」という視点から、副次的な経済関係を順次的に捨象していき、資本制経済関係として最も基本的(基底的)な範疇である(単純な)商品(使用価値と価値)へと到達する¹⁾。これが下向過程(理論的分析)である。そして、次には、(単純)商品から反転し、それが貨幣へと転化し、さらに資本へと転化していくという「上向過程」を辿ることになる。つまり、「下向過程」で捨象してきた副次的な経済的諸関係(価値諸範疇)を順次的に復元していくという作業を行う。これが上向過程(理論構築過程)である。

この上向過程においては、経済的諸関係を物象化した経済的諸範疇を、すなわち「価値」諸範疇を、「基本から複雑なもの」(抽象から具体)へと体系的かつ復元的に構築していき、その結果として、内容豊かな経済理論を構築していくことができるのである²⁾。

だが、歴史は進む。資本制的生産様式も、変化し、発展する。その変化は、資本制生産様式がもつ基本的矛盾、すなわち「生産の社会的性格と領有の私的・資本制的性格との矛盾」が、社会

の再生産過程では「生産と消費との矛盾」となって展開していく。また、その具体的な現象形態としては、恐慌と独占資本制への移行、さらには、恐慌の激化と世界市場競争を経て、国家権力の介入による国家独占資本制、延いては国際的³⁾国家独占資本制へと移行していく。事象としての経済的諸関係はますます複雑になってきている。

だから、経済学の方法としては、ひとたび価値諸範疇を体系化（上向）し、構築してきた経済理論を踏まえながら、今度は、再び、現実の経済的諸現象（現実の新しい経済関係）から再び理論的分析（下向）していかなければならない。つまり、現実を認識し、それを理論化するためには、この「下向と上向」の繰り返し作業が必要となる。

ここで、『資本論』に登場してくる価値諸範疇を具体的に示せば、交換価値、使用価値、（生産）価値、生産価格、市場価値、市場生産価格、さらに「虚偽の社会的価値」、市場調整的⁴⁾生産価格である。このうち、交換価値（物質的財貨の交換比率）と使用価値（物質的財貨の有用性）という二つの価値範疇は、概念的にみて、資本制社会に特有の経済関係を形象化した範疇ではないので、理論化に際しては捨象される。

ところで、『資本論』の上向過程で展開されている、もっとも複雑な経済関係を内包している価値範疇は「市場調整的⁴⁾生産価格」（Marktregulierende Produktionspreis）である。この価値範疇は、「労働の生産物ではないが価格をもつ」という特殊な商品として現れる。つまり超過利潤の分配関係を規定する「虚偽の社会的価値」⁵⁾（falschensozialen Wert）、私流に言えば「擬制価値」⁶⁾である。この「擬制価値」が、現実の経済的諸関係の中では、「擬制価格」をもった商品として現れる。

こうなると、経済関係論としてみれば、一方で、「価格は価値の現象形態」であり、他方では、「価値のないものが価格をもつ」という二つの論理が交錯することになる。これは明らかに論理矛盾である。価値体系の上向的構築、すなわち「擬制価値の擬制価格への転化」、延いては「国家価格」論へと上向するためには、この矛盾を解決していかなければならない。

理解を容易にするために、あらかじめ先取りしておくが、擬制価値が擬制価格へ転化する場合には、公的擬制価格と私的擬制価格とに分けて考察する必要がある。それは、等しく「擬制価値」と言っても、国家権力や国民的諸権利に基づく「公的擬制価値」と、国民諸階層の私個人的諸権利に基づく「私的擬制価値」とは、それを構成する社会経済的諸関係が異なるからである。

しかも、こうした権力や諸権利の背後には、「所有権や占有権」が存在しており、そうした所有権や占有権を商品として売買あるいは賃貸借という経済関係を取り結ぶ場合に、擬制価値は擬制価格へと転化するのである。さらに云えば、そうした擬制価値が、単に価格をもつだけでなく、やがて「擬制資本」として、独自の資本蓄積運動を展開していくことになるのである。だが、本稿では、この「擬制資本」については触れないことにする。

本稿では、第一節で問題を提起し、第二節で、擬制価値の多様な存在形態について分類・整理し、第三節と第四節では、擬制価値が擬制価格へと転化する社会経済的過程を、「資本制経済原則の設定」と「その転化」という構成で、「擬制価値の擬制価格への転化法則」を説明することにした。

判りやすく言えば、何故に、「労働の生産物（価値実体）ではないものが商品となり、価格をもつことができるのか」という問題について論じたものである。

注

- 1) 拙稿「現代資本制経済と価格の理論的分析」（『立命館経済学』、第58巻、1号、2009年）を参照。
- 2) 拙稿「価値諸範疇の体系性について」（同、第30巻、3・4・5号、1981年）を参照。
- 3) 拙稿「国家独占資本主義と資本蓄積」（同、第29巻、2号、1980年）を参照。
 ※なお、社会科学としての経済学の場合、研究対象を「資本主義」とするのは、この用語がイデオロギー的範疇であるだけに、用法としては不適切。
- 4) K. Marx “Das Kapital III”, Dietz Verlag 1961. s691, 『資本論』Ⅲ, 大月書店版, 第5分冊, 1967年, 827ページ。
- 5) K. Marx “Das Kapital III”, 同, s711, 『資本論』Ⅲ, 同, 852ページ。
- 6) 擬制価値 (Fictitious Value) については、拙稿「擬制価値としての国家価格」（同、第68巻、2号、2019年）などを参考されたい。

第一節 問題提起

社会科学として資本制経済を研究対象とする経済学、その創始者に敬意を表して、通称はマルクス経済学と呼ばれるが、その経済学では、「価格とは商品価値の貨幣的表現形態である」とする。そして、「商品価値の実体」は、「その商品に投下された抽象的人間労働」であり、「価値の量的大きさ」は、「その商品を生産するのに必要な社会的平均労働時間によって規定される」とする。このことは、商品が労働の生産物である限りにおいて、正しい。

だが、資本制社会の中では、労働の生産物ではなくても、価格をもつ商品が、多様な形態で存在している。マルクスが『資本論』（第三巻）において示唆した「虚偽の社会的価値」が、これに該当する。しかも、そうした種類の商品が、現代社会においても、実に多種多様な形態で存在している。

本稿では、既に述べたように、そうした種類の商品価格の背後にある経済的関係を形象化した価値範疇を、「擬制価値」⁷⁾ (Fictitious Value) として措定することにした。

この擬制価値は、商品交換関係を形象化した、価値範疇の特殊な一形態である。つまり、それらは、価値実体は無いが、あたかも労働の生産物であるかのように価格をもった商品として市場にあらわれる。このことから必然的に生じてくるのは、次の二つの問題である。

その第一は、「無価値の商品がなぜ価格をもつのか」という問題であり、第二は、「その価格の大きさはどのようにして決まるのか」という問題である。これら二つの問題は、旧来の社会科学的経済学に対して、未開拓の理論的問題を提起することになる。

繰り返すが、旧来の経済学は、「価格は、商品に対象化されている労働（労働量＝価値－杉野）の貨幣名である」⁸⁾と理解してきた。つまり、価格は、商品価値の貨幣的表現形態であると規定してきた。この規定は、商品が労働の生産物だけであれば、それでよい。だが、商品の中には、価値（労働実体）の無いものがあり、しかも、それが現実にも価格をもっている。その場合に、この「価格」に関する規定はどうなるのか。

マルクスは、「ある物は、価値を持つことなしに、形式的に価格をもつことができる」⁹⁾ことを理解していた。つまり、「良心や名誉」といった、本来商品ではない無価値のものが価格をもつ

ことを認識していた。また、未開墾地の価格などについても、マルクスは「想像的な価値形態」であるとし、また「ある現実の価値関係、またはこれから派生した関係をひそませていることがありうる」と記し、さらに「価格がおよそ価値表現ではなくなるという矛盾を宿す¹⁰⁾」という事実があることも認識していた。だが、マルクスは、かかる種類の「商品価格」について、まとまった理論的展開をしていない。

では、「何故、無価値のものが商品となり、価格をもつのか」という問題、つまり、「擬制価値」に対する理論的考察を、マルクスは、何故しなかったのであろうか。それには、幾つかの理由が考えられる。

その理由の一つは、マルクスが展開した商業利潤論、利子論、地代論の各編で、「専売権、貨幣運用権、土地利用権」という「商品」の価格については、これを「虚偽の社会的価値論」（擬制価値）とし、その基本的な理論は、部分的にはあれ、既に展開したと考えたからかもしれない。ただし、『資本論』では、それが明示されていない。

第二の理由としては、「貨幣や商品の流通」という極めて抽象的な論理次元において、とりわけ剰余価値（利潤の源泉）を取り扱う論理次元で、この問題について論ずることは不都合と考えたのかもしれない。だが、「市場調整的生産価格」という範疇は『資本論』に登場しているので、「擬制価値の価格化」について当然言及する必要があったと思う。

第三の理由としては、「無価値のものが価格をもつ」という経済現象、すなわち「擬制価値」を、資本制的生産様式とは異なる生産様式の経済的範疇として把握し、マルクスは『資本論』の研究対象から除外したとも考えられる。

第四の理由として、これはやや憶測めくが、『資本論』の冒頭にある抽象的な「商品」の構成要因を「使用価値と価値（価値実体 価値量）」の二つとしているので、「価値なきもの」を商品として論ずることは、読者に誤解を与えようと思ったのかもしれない。

ここでは問題提起として、四つの「理由」を挙げておく。だが、いずれの場合にしても、マルクスは、「擬制価値」を、一括したかたちで論じてはいない。なお、この際、マルクスの年齢的限界という点については考慮しない。

それはともかく、価値実体がないのに価格をもつ「商品」、そんな商品が現実の資本制経済の中に、しかも多様な形態で存在しており、それを無視することはできない。だが、それを理論的に説明するのは厄介である。もっとも、そこには、その複雑な問題を解明していくという科学的研究の楽しみがある。

注

- 7) 「擬制価値」（虚偽の社会的価値）については、下記の諸論文を参照されたい。
 拙稿「市場調整的生産価格と虚偽の社会的価値」、〔立命館経済学〕、第36巻4・5号、1987年）
 同「地代論争と虚偽の社会的価値」（同誌、第45巻6号、1997年）
 同「商品貸付資本と擬制価値」（同誌、第55巻3号、2006年）
 同「商品貸付資本と擬制価値Ⅱ」（同誌、第55巻4号、2006年）
 同「山田勝次郎氏の『虚偽の社会的価値』論批判」（同誌、第56巻5・6号、2008年）
 同「商業資本と超過利潤」（同誌、第66巻、3号、2017年）
 同「貨幣貸付資本と超過利潤(I)」（同誌、第67巻、2号、2018年）

- 同「貨幣貸付資本と超過利潤(II)」(同誌, 第67巻, 3号, 2018年)
 同「擬制価値としての国家価格」(同誌, 第68巻, 2号, 2019年)
 同「価値体系と国家価格」(同誌, 第68巻, 3号, 2019年)
- 8) K. Marx “Das Kapital I”, Dietz Verlag 1961. s106, 『資本論』 I, 大月書店版, 第一分冊, 135ページ。
- 9) K. Marx “Das Kapital I”, Dietz Verlag 1961. s107～8, 『資本論』 I, 大月書店版, 第一分冊, 136ページ。
- 10) 同上。

第二節 擬制価値の諸形態と分類

資本制社会の中では、労働の生産物ではないが、つまり価値実体をもたないが、価格をもつ商品が数多く存在している。それら諸商品の価格は擬制価格であり、その実体は擬制価値である。

本節の課題は、多様な擬制価値が現実存在するという事実を確認することである。そのため、それらの現象的な諸価格を形態別に分類して、一つの表を作成してみた。不十分ではあるが、それが次の第一表である。

この第一表を見れば、現代の資本制経済のもとでは、多様な形態の擬制価値が広く存在していることが判る。本節では、このことを確認するだけでよい。ちなみに、本表では、私的擬制価値と公的擬制価値の二つに大きく区分し、労働力や希少性は、これを特殊の擬制価値として表示した。

私的擬制価値については、生産資本が生み出す超過利潤の配分関係に規定された商業利潤、利子、地代の一部、あるいはその全てが擬制価値とみなされる商品を摘出し、それを「擬制価値の基本形態」とした。その理論的内容を簡単に説明しておく、次のようになる。

商業利潤は、商人資本の利益と異なって、生産資本がその回転速度を速め、流通期間を短縮することによって得られる超過利潤の一部である。だから、商業資本は、生産資本からの「信用」を前提として商品を買掛すると同時に、回転速度を速めるためにも専売権をもたねばならない。その「買掛した商品を専売できるという権利」(専売権)の価格が、商業利潤の源泉である。

地代(絶対地代と差額地代の第一形態)は、土地所有者(地主)が、借地者に、一定の土地を一定期間に限って「排他的使用権」を売却し、占有させる場合の価格である。なお、地代の場合には、宅地、工場用地、農地などの用途目的との関連で、地代(価格)の大きさを決定する仕組(資本の運動)が異なることに留意しなければならない。

利子一般は、貨幣貸付資本が「貨幣の排他的使用権」を、期間を限って売却する際に生ずる価格である。貨幣貸付資本は、産業資本家だけでなく、現実には、労働者階級や農民にも貨幣を貸し付ける。だから、利子は超過利潤の転化形態を基本とするが、それだけではない。また貨幣貸付資本は、資金調達のために、一定期間、預金者に利子を支払う。これらのことを無視してはならない。

以上は、生産資本と商業資本、土地所有者と借地者、貨幣貸付資本家と借金者という経済的諸関係を通じて、つまり経済的諸権利の売買関係を通じて成立する価格(擬制価格)の背後にある

第一表 擬制価値の価格形態での分類（試案）

分 類	擬制価値の現象形態としての擬制価格（料金）
私的擬制価値（基本形態）	(1)地代（土地占有権・差額地代の第二形態を除く） (2)利子（貨幣占有権・労働者階級との貸借関係も含む） (3)商業利潤（商品専売権・流通形態の特殊性による）
私的擬制価値（営業関連）	(1)入漁料（漁業権の価格、第一形態①と第二形態②がある） (2)森林入会料（入会権、伐採権①と②） (3)採取料（採掘権①と②、利水・取水権①と②） (4)露天商営業料（営業権、借地権、地面料、①と②） (5)その他（入浜権、日照権、日陰権、①と②）
私的擬制価値（生活関連）	(1)私的通行料（地上、海上、上空、地下、①②） (2)私的入域料（登山、名勝など、①と②） (3)私的劇場入場・観覧料等（①と②） (4)観光関連施設（私的温泉入浴料など）の入園料（①と②） (5)地位、名誉、雅号、芸名、肖像権など、他
私的擬制価値（特殊形態）	(1)商号料（屋号料・暖簾代） (2)商標使用料 (3)各種特許使用料（①と②） (4)命名権料 (5)視聴料（①と②）（情報料） (6)自己表現料（①と②） (7)（その他）
私的擬制価値（価格表示）	(1)地方銀行券（発行権） (2)各種有価証券（株式、社債、各種手形、小切手、船荷証券等） (3)各種乗車券・乗船券・搭乗券など（その他）
公的擬制価値（国家価格）	(1)強制的購入価格（不動産等の強制取用価格など） (2)強制的販売価格（郵便や国鉄など各種公共料金を含む） (3)極安販売価格（国有地などの払下価格） (4)租税（関税を含む）、登記料、特許料、出入国料、（その他）
公的擬制価値（価格表示）	(1)中央銀行券（兌換、不換いずれも）や铸貨（記念硬貨を含む） (2)各種国債・各種公債（その他）
公的擬制価値（国民権利）	(1)居住権・参政権・文化的生活権など (2)営業権・就労権・移動権など（その他）
特殊擬制価値	(1)労働力の価格（賃金） (2)希少性や芸術性など観念的商品の価格

注）①：擬制価値の第一形態、②：労働生産物と合体した擬制価値の第二形態。

経済的関係を物象化した「擬制価値」についての説明である。これらは、資本制的再生産の過程において私的資本が私的権利を援用する擬制価値であり、擬制価格が成立する基本的な経済関係なので、これらを一括して、「私的擬制価値の基本形態」とした。

その他の私的擬制価値については、これを「営業関連」「生活関連」「特殊形態」と便宜的に類型化したものである。したがって、この区分が唯一無二のものではなく、別の視点から、異なったかたちで分類・整理することも考えられるので、「試案」とした。

国家価格として現れる公的擬制価値については、国家機構が、商品を販売し、購入するという、

いずれの売買関係においても、国家権力の動員を伴う。この国家権力の行使形態によって擬制価値形成のメカニズムが異なる。そのことを、やや具体的にみておこう。

国家（地方公共団体を含む）が、国家機構を通じて販売する商品としては、国家専売商品や公共料金、消費税を付した商品をはじめ、「国民的諸権利」の販売（保証）価格としての租税（関税を含む）、特許料、登記料、出入国料がある。これらは国家権力による私的所有権の承認価格（法的価格）として、特に重要である。

国家権力による租税徴収を、「収奪」として政治的に把握するのではなく、経済的に、つまり商品の売買関係（価値関係）としてみるならば、租税は、公的擬制価値に対する国民の支払である。それに対して、国家は国民がもつ生存権をはじめとする諸権利を保証するために反対給付を行うが、これも公的擬制価値となる。つまり、国民の社会保障や企業に対する各種の補助金は、租税の対価であり、歳出として政策的に現れる公的擬制価値である。これが、いわば租税の対価となる。

なお、ここでは、それが「等価交換」であるかどうかは、階級・階層間の力関係とも関連するので、ここでは論じない。

国家が商品を購入する場合には、独占的大企業などからは割高な価格で商品を購入する場合もある。だが、一般的には、「積算資料」などによる「適正価格」あるいは市場価格か、それよりも低い価格で購入する。時としては、直接的な（暴力的な）形態で、つまり強制収用という形態で物質的財貨を購入（接收）することもある。なぜ、そのようなことが可能なのか、それは公的擬制価値論の基本的な検討課題である。

いずれにしても、国家機構が行う強権的売買関係の背後には、国家（権力）の本質に規定された階級的利害関係があることを認識しておかねばならない。

なお、公的擬制価値には、国家機構の末端的存在である地方政府機関、通称、地方公共団体が所有する権力や諸権利も含まれる。

さらに「特殊な擬制価値」として、「労働力」と「希少性」を加えた。労働力は商品となりうるが、労働の生産物ではないからである。しかも、労働力は「力能」ではあっても、「権力」や「権利」ではない。

また、希少性や芸術性として評価される商品の価格は、顧客の主観的な評価によるところが大きい。また社会的再生産の過程に直接入り込むわけではない。

したがって、「労働力」と「希少性」については、これらを「特殊な擬制価値」として、特に一つの欄を設けた。

もとより、擬制価値を、このように区分することについては異論があるかもしれない。しかし、この第二節では、要するに、資本制経済のもとでは、多様な形態で擬制価値が存在しているという、その事実を確認するだけでよい。そして、そのことが本節では重要なのである。ただし、繰り返すが、この表に掲示した擬制価値以外にも、多くの擬制価値がありうるし、また、ここに表示した擬制価値が、理論的検討の結果、擬制価値ではないということもありうる。とくに、商業利潤、租税、銀行券などを擬制価値として把握している点については、異論もあれば、擬制資本への転化の問題も残されている。

いずれにせよ、資本制社会は私的所有を基礎とした階級社会であり、国家権力や各種の「権

利」が存在している。そうした「権力」や各種の「権利」の所有者が、資本＝賃労働関係を含んだ資本蓄積運動と無関係の場合には、価値実体のない権力や権利を活用することができない。そのため、彼らは生存を確保するために、これらの権力や権利を、法制化して「所有権」とし、それを価格をもった商品として売買・賃貸借する必要にせまられるのである。だが、それを可能とするのは、あくまで資本の蓄積運動である。

要するに、この節で重要なことは、次のことである。第一表では、擬制価値を、私的擬制価値と公的擬制価値とに区分して分類してきたが、それらを通してみると、いずれも「権力」や「権利」という価値実体のないものの価格であるということである。つまり、それらは、私的所有権（諸権利）や国家権力を商品化した場合に生ずる価格である。そこで、次には、そうした国家権力や私的諸権利がどのようにして商品化され、価格をもちうるのか、その内的諸関係について考究していきたい。

第三節 資本制的経済原則の設定

前節では、資本制的生産様式のもとでは、擬制価値が多様な形態で社会的に存在していることを確認した。だが、歴史的経緯をみると、資本制的生産様式は、理念としてはもとより、経済的にも、政治的にも、封建的な国家権力や諸権利（身分的束縛と不等価交換）を排除することによって成立してきたのである。極論すれば、資本制生産様式は、「自由と平等」という経済原則に立脚しながら形成されてきたといっても過言ではない。

第一表を見れば判るように、「無価値だが、価格をもっている」という範疇をみると、それらは、総じて「権力」や「権利」といった政治・社会的な諸範疇であることが判る。そうだとすれば、問題は、そうした「権力や権利」が、資本制のもとで、なぜ商品として価格をもつのか、具体的には、政治的な特権（権力）や個人的な諸権利が、どのようにして商品へと転化し、価格をもつようになるのか、その仕組を現実の資本制的経済関係との関連で明らかにすればよいということになる。

資本制生産様式のもとで、社会的再生産との関連で登場してくる、もっとも基本的な擬制価値は、資本の回転を速める商品専売権の価格としての商業利潤、貨幣の排他的運用権の価格としての利子、土地占有権の価格としての地代（差額地代の第二形態を除く）である。少なくとも、私的な擬制価値としては、この三つが基本的なものである。

これらの擬制価値は、超過利潤の取得を前提とした生産資本と、商業資本、貨幣貸付資本、土地所有とが取り結ぶ経済的諸関係（売買関係や賃貸借関係）を物象化した価値範疇である。これを価値体系との関連で見れば、これらの擬制価値は、諸資本間の競争を媒介として成立してきた「市場生産価格」¹¹⁾に新しい関係を追加することによって、より複雑な価値範疇である「市場調整的¹¹⁾生産価格」を形成する。これは経済学方法論の「上向過程」において、「権力や権利」が、価値体系の中に復元されてくる過程でもある。

だが、「上向過程」だからという理由だけで、「市場生産価格」と擬制価値とを形式的に結びつけることは出来ない。つまり擬制価値が資本制的生産様式に、つまり、市場生産価格まで展開し

てきた価値体系に組み込まれる論理が必要なのである。以下では、その社会的経済関係をもう少し掘り下げて検討しておこう。

資本制的産様式のもとで、価値実体をもたないものが、価格をもつ商品として市場に現れるのは、それが現実的に「商品として売買されている」からである。このことは、一つの経済関係であり、いわば自明のことである。

だが、「商品として売買される」という経済関係とは、いったいどういうことなのか。また、「商品の売買関係」が社会で支配的な経済関係となる時期は、資本制的生産様式が支配的になってからではないか。擬制価値の価値体系への復元については、そうした資本制経済の特質、別の表現では資本制的経済原則まで逆上って理論的に検討してみなければならない。

資本制的市場における一般的商品は、「使用価値と価値（価値実体・価値量）」という二つの構成要素からなる。商品が売買されるということは、ある商品が市場に現れ、一般的等価形態である貨幣（商品）と交換すること、同じことを逆からみれば、貨幣を、ある商品と交換するということである。だが、それだけでは、何も説明したことになる。

この商品交換は、商品の所有者が、相互に自分の商品を相手に手放すという「旧所有権の放棄と新しい所有権の獲得」という同時的行為、つまり所有権の同時的移転（交換）が前提となる。ただし、資本制経済の発展、とりわけ「手形」等の発達で「同時性」を破壊していくのであるが、ここでは、その点の論理展開は捨象しておく。

さらに資本制的生産様式のもとでは、この「所有権の交換」には、「自由と平等」という政治的理念が伴う。つまり、資本制的生産様式での社会的再生産が十全なかたちで機能し、発展するためには、「自由と平等」という経済原則（所有権の交換原則）の確立を社会的に必要とする。むしろ、近代社会における「自由と平等」という政治的理念は、資本制生産様式における経済原則として形成され、それが理念的に流布されてきたものである。

この「自由と平等」という「商品交換の原則」、換言すれば、資本制的「経済原則」（所有権の交換原則）の存在を確認することは、価値実体がない「権力や権利」が価格をもつという社会的存在を否定することになる。なぜなら、「自由と平等」という経済原則を必要とし、それを政治的理念として社会化する必要性が、資本の論理として、具体的には社会的支配者となった資本家階級にあったのである。そのことについて、これを歴史的に整理すれば、次の二点が問題となるであろう。

その第一点は、資本制的生産様式における「自由と平等」という経済原則の確立過程におけるブルジョアの社会的意識の一般的状況である。

資本制生産様式が支配的となる社会以前の封建制社会にあつては、封建君主や地方権力者（領主）をはじめ、ギルドやツunftといった商工業における特権階層による「（経済上の）束縛や不平等交換」が、いわば社会的経済原則であった。すなわち、暴利をむさぼる特権的な商人資本、高利貸、大地主による高率地代、さらに高率課税（通行税などを含む）などの封建的経済原則は、当時勃興しつつあった手工業者の営利活動にとって桎梏であり、大きな苦痛であった。繰り返すが、政治的・経済的諸権利をもった旧特権階級による「身分的束縛と収奪ないし不平等交換」という封建的経済原則は、当時勃興しつつあった中小生産者にとっては、極めて不都合であり、資本蓄積にとっての桎梏であった。したがって、資本蓄積運動を阻害する封建的経済原則を打破し、

「自由と平等（等価交換）」という社会的経済原則を確立すべきという社会運動が必然的に展開された。つまり経済的必要性が政治的必要性として展開されたのが、「自由と平等」という政治理念であった。

このことは、18世紀末から19世紀初期の経済学者の主張、例えばスミスの『諸国民の富』（1776年）における「自由放任」やリカードの『経済学及び課税の原理』（1817年）における「自由貿易」といった経済的主張をまつまでもない歴史的事実である。

これは傍証だが、1789年に宣言された「人および市民の権利宣言」（1791年に制定されたフランス憲法の前文となった）の条文を簡略化して紹介しておこう。

その第1条は、人間の自由と平等、第2条は、自由・所有権・安全、第12条は、諸権利を保障するための武力の必要性、第13条は武力および行政費用のための「共同の租税」の必要性と分配の平等、第14条は、租税に関する権利と義務、第17条では、所有権の不可侵となっている¹²⁾。

この「人権宣言」は、ブルジョアジーが必要とする経済原則、すなわち「自由と平等（等価交換）」という経済的欲求の内容を見事に描き出している。この経済原則は、論理としても容易に理解できる。つまり、資本制経済にあっては、封建的な国家権力や種々の私の特権による「身分的束縛と収奪ないし不等価交換」は、廃絶されねばならない。

だが、現実の資本制経済のもとでは、それが擬制価値という価値形態として存在している。それは何故か、それを政治的妥協による「封建遺制」として簡単に把握してよいかどうか。その点については、なお慎重に検討していく必要がある。

かくして第二点は、産業ブルジョアジーと旧支配者階級（専制国家）との妥協という歴史的事実についての検討である。これもまた傍証にすぎないが、当時におけるブルジョアジーの代表的な政治的意見は、およそ次のようなものであった。

F・エンゲルスによって「空想的社会主義者」とされているサン・シモンだが、彼は「産業者階級は産業体制——つまり、最も重要な産業者たちが国家の第一階級をなし、公共財産の管理を指導する役にあたる体制——を樹立するために王権と力をあわせなければならない¹³⁾」とし、さらに、政治的妥協によるブルジョア国家の実現という思想はベーコン、モンテスキュー、コンドルセなどにも見られると、サン・シモンは記している¹⁴⁾。こうした思想が、労働者階級を含んだブルジョア革命を引き起こす力となり、社会的再生産における資本家階級の興隆と封建的貴族の没落という階級構成の変化、そして政治的には、専制君主制から資本制へ移行したのである。だが、歴史的事実としては、国家権力の担い手（階級）は変わったものの、「国家権力そのもの」は残った。また私的所有制を基礎とし、国家権力を背景的な力とする「私の特権」も残存した。

歴史的事実を現象的に叙述する場合には、このような「妥協論」で済ませることが可能かもしれない。しかしながら、社会経済的諸関係を論理的に展開するという経済学の方法論からみれば、これは不合理である。なぜなら、これらの特権的諸範疇は、資本制のもとでは消滅すべきものであり、理論構築の方法論からみて、検討の対象とはなりえない性格の諸範疇だからである。現実経済からの下向過程でも、これらは副次的要因として、捨象されねばならない。

このことは、『資本論』の論理的展開方法を見れば明らかである。周知のように、第三巻の第10章の「超過利潤」までは、そうした特権的諸範疇は論理的に捨象され、価値体系として、また同じことだが、経済学体系として、検討対象の外に置かれているのである。だから、そこまでの

経済構造としては、資本＝賃労働関係、および諸資本間の経済関係の枠内に留まっている。また、動態論として展開されている「超過利潤論」を論ずる場合でも、そうした枠内での競争論に限定されている。

したがって、そこでマルクスは、地代など念頭におきながらも、「普通の意味での独占すなわち人為的または自然的な独占の結果である超過利潤についてはここでは述べない¹⁵⁾」と括弧内で補記しているのである。

このように検討してみると、資本制経済を対象とする経済学は、「資本制経済構造とその運動法則を解明する」とは言っても、その「経済構造とその運動法則」の内容は、「資本」（賃労働を含む）だけの経済的諸関係（構造）とその運動に限定されることになる。また、「資本に限定した経済学の体系」を構築するという理念的発想も論理的に可能となる。

資本＝賃労働関係および諸資本間の経済関係は、「自由と平等」という資本制的経済原則を基底とする。そのかぎりにおいて、論理的には、「封建的束縛と不等価交換」という経済原則を排除しなければならない。具体的には、国家権力や私の特権による収奪関係である諸範疇はもとより、諸資本の競争によって生ずる「超過利潤」という経済的範疇までも「不平等」としてあらわれる諸現象については、論理展開から排除されることになる。

では、現実の資本制経済に存在している商業利潤、利子、地代といった諸範疇をはじめ、国家権力や私の特権に関連した数多くの擬制価値の存在を、どのように理論化していくのか、しかも、これらの擬制価値は、商品として価格をもっているのである。

この第三節では、「自由と平等」という資本制的経済原則を明らかにした。ただし、この「資本制的経済原則」というのは、あくまでも「理念」としての設定であり、その資本制的内容については、階級的な視点からの検討を保留している。そうした理念としての保留はあっても、そこでは、封建的国家権力も私的な特権も、論理的に排除している。

つまり、この理念は、封建的権力や諸特権が産業資本階級と妥協し、資本制経済と融合したという歴史的過程を排除しているのである。事実関係としては、「妥協的融合」であったかもしれないが、それでは理論的展開をしたことにはならない。

あえて、「権力や特権」などを含んだ経済理論を構築してみても、それは資本＝賃労働関係を基軸とした経済理論からは、はみ出してしまう。そのことは、擬制価値を含んだ価値体系、ひいては経済理論を構築できないということを意味する。では、擬制価値が価値体系と融合していく社会経済関係とはいかなるものであろうか。そのためには、資本制経済の根底にある「私的所有」や資本制のもとでの「自由と平等」が具体的にどのようなものであったか、そういった点まで掘り下げて検討してみなければならない。次の第四節では、その検討を行う。

注

- 11) 拙稿「市場調整的生産価格と虚偽の社会的価値」、同、第36巻、4・5号、1987年を参照のこと。
- 12) 『人権宣言集』、高木八尺・末延三次・宮沢俊義編、岩波書店、昭和35年版、130ページ以下。
- 13) 『産業者の教理問答』、サン・シモン著、森博訳、岩波書店、2001年、42ページ。
- 14) 同上、156～157ページ。
- 15) 『資本論』、第三巻第一分冊、大月書店版、250ページ。Dietz版、Ⅲ. 1. 225s.

第四節 資本制的経済原則の転化

本稿の第二節では、資本制的生産様式のもとでは、擬制価値が多様な形態で社会的に存在していることを確認した。そして第三節では、封建的国家権力や私的諸権利を排除するという視点から、「自由と平等」という資本制的経済原則を理念的に設定した。そうした場合には、擬制価値諸範疇は、経済的にも、政治的にも、その存在を否定されることになる。その結果、資本制生産様式を研究対象とした経済学でも、そうした擬制価値諸範疇を理論体系から排除されねばならない。それが原則である。

では、こうした擬制価値諸範疇を含んだ経済理論をどのようにして構築していくのか、同じことだが、価値実体のない擬制価値が市場において価格（擬制価格）をもつに至る社会経済関係とは、いかなるものであるのか。つまり擬制価値の擬制価格への転化を法則的に明らかにすることが本節の検討課題である。

以下では、まず最初に、理念的に設定した「資本制的経済原則」における「自由と平等」の理念の内容と、その内容が、資本制的発展過程の中で、どのように変化したのかという検討を行う。

前節までは、この「自由と平等」は、「封建的な束縛と収奪や不等価交換」を打破する理念として、いわば歴史進歩的な役割を果たすものとして設定されていた。しかしながら、資本制生産様式との関連では、「自由と平等」と言っても、その内容は、きわめて抽象的な経済原則に留まった。ところで、資本制的生産様式が確立してくると、この「自由と平等」という理念も、この生産様式にまさしく対応した姿を現してくる。

そこで、この生産様式における基本的な生産関係である資本と賃労働という二つの視点から、「自由と平等」について検討してみよう。

(1)① 資本（蓄積運動）にとっての「自由」とは、生産力の発達による自然的動力源の制約からの解放、機械の導入による労働力の削減、交通税や関税の廃止による通商の自由、商品販売市場の場所や日時についての自由、取引相手を選ぶ自由、市場における商品取扱量および価格の設定などの自由であり、これらは、営業権として、（資本制的）国家権力によって法的に保証されている。さらに、取り扱い商品そのものの私的所有権も国家によって保証されている。

だが、資本はみずからが私有し、自由に処分できる量は、私的所有制度によって、無制約、無制限ではない。また、諸資本間および賃労働関係に規定されて、資本の運動は諸々の面で、自由ではなくなる。

とりわけ重要なのは、諸資本の競争に規定された生産（経営）規模の拡大、技術革新等が社会的強制としてあらわれ、これに要する巨大な資金をいかに調達するか、先端技術をいかに導入するか、敵対的買収行為をどう防ぐかという問題である。ここでは、擬制価値をも含んで、その資金調達が問題となる。

資本＝賃労働関係においては、法のもとに、賃労働の担い手を「人格」として対応せねばならず、賃労働力を自由に、つまり無限時間的に酷使できるという自由は制限される。（例：工場法等）。また、稼働できる労働力も量的にみると国内だけでは、一定の限界がある。

それだけではない。自由に利用できる土地についても、土地の私的、公的所有権の存在に係わって、自然的・人為的な一定の制限がある。マルクスは「この土地所有の存在こそは……土地での資本の任意の増殖にとっての制限をなしている¹⁶⁾」と述べている。

さらに重要なのが、資本制的再生産構造がもつ内在的矛盾の発現による資本蓄積の「自由」の制約である。

その典型が、資本の生産過程において生産された商品が市場において価値実現できないという「不自由」である。生産手段の私的領有形態と領有の私的資本制的形態との矛盾を基本として現れる「生産と消費の矛盾」をはじめ、部門間不均衡などである。それは、減価、価値破壊などであり、その最大の現象形態が恐慌である。このような状況になれば、資本蓄積にとって商品価値の実現の自由が、社会強制的に奪われることになる。

かくして、資本にとっての「自由」は、私的所有という社会的基底要因によって、また、それに加えて、資本制的経済構造の内的矛盾によって、「不自由」へと社会的に転化するのである。

(1)—② 資本（蓄積運動）にとっての「平等」とは、個別資本間の競争における平等を意味する。もし、そうであれば、これは諸資本にとっては極めて厄介なことになる。

もっとも厄介なのは、私的所有制度に規定された「資本所有量の不平等」である。さらに、獲得する利潤量についても、平等ではなく、実現利潤率のもとより、生産利潤率においても格差が生じている。社会的生産が私的資本制的に行われている以上、個別生産条件はそれぞれに異なり、個別の実現利潤率も異なる。中には超過利潤を取得している資本も存在しており、そこにあっては、「平等」の原則は完全に廃棄されることになる。

なお、資本の蓄積過程において、私的所有制度ではなく、共同体的紐帯によって、「平等」という経済原則を適用するならば、「超過利潤」は論理的に存在せず、各資本に対して「平等」に利潤を分配することになり、個々の資本はいずれも「平均利潤」を取得するだけに留まる。

だが、そのような「平等」は資本制生産様式のもとでは存在しない。あるのは「蓄積のための蓄積」であり、資本量格差と「利潤取得の不平等」という現実である。したがって「私的財産の平等な所有」は、資本制のもとでは存在しない。まさに諸資本による利潤の取得は、私的所有制度を基底とした「自由競争」によって、平等ではなくなる。かくして、資本制の場合には、巨大企業から中小企業までの資本所有の不平等性が一般的となる。それと同時に、資本家階級の間でも、かれらが受け取る報酬には格段の不平等が生ずる。一口に「資本家」と言っても、所有資本量によっては、労働者とともに同じ労働をしなければならない零細企業の経営者もいる。その不平等性は歴然たるものがあり、ここでは資本家階級といえども、そこには「階層」が形成され、「平等」な競争は「不平等」競争へ転化する。これが資本制のもとの「自由」の現実である。

(2)—① 賃労働にとっての「自由」は、資本制の場合には、次のように現れる。

それは身分的束縛から解放されたものとしての、いわば「人格としての自由」である。だが、「好きな時に、好きな場所で、好きな労働をする」という自由はもとより、「好きなものを買ひ、好きなように生活できるという自由」は労働者階級にはない。なぜなら、労働者階級は「自由に」処分できる財産を所有しておらず、束縛された労働を余儀なくされ、限られた収入のもとにあり、そこでは、「自由な労働と生活」は出来ないからである。

周知のように、マルクスは、この点について、労働者階級は、「二重の意味での自由

〔Freiheit〕である」と述べている¹⁷⁾。

このように労働者階級は、「自由に」処分しうる財産をもたないため、自らの労働力を商品として売らねばならない。まさしく労働者階級は、「束縛され」あるいは「社会的に強制された」状況で、資本家階級に労働力を販売せざるを得ない。しかも不況時のように、失業が慢性的な状況の場合には、労働者階級は「自由に働く権利」さえも社会的に奪われることになる。労働者階級が「賃金奴隷」とみなされるのはこのためである。

もっとも、労働者階級には「働かない自由」もある。それは同時に、自らの存在を否定する「死へ至る」自由である。

(2)一② 賃労働にとっての「平等」とは何か。それは労働者階級の「人格としての平等」である。この人格的平等は、労働者階級相互間においても、また資本家階級との間でも「法制的平等」が認められている。したがって、賃金が等価交換とみなされ、「労働力の価格に対する貨幣的表現形態」であるかぎりにおいて、一般的には労働者間の賃金格差を無視することができる。

しかし、現実的にみると、労働者間でも、賃金格差がある。それは投下労働の質的差異によるものもあれば、雇用側の賃金支払能力に起因する場合もある。また、そうした格差は、業種間や企業規模間、あるいは地域間や景気変動の影響によっても生ずる。

こうして、労働者階級の間に賃金格差による「階層」が形成される。そうなれば賃労働にとって「平等」はない。

(3) だが、もっとも重要なのは、資本家階級と労働者階級との間の収入格差である。一般的に言えば、資本家階級の収入（報酬）と労働者階級の収入（賃金）には、大きな格差がある。「所有と経営の分離」という問題があるとはいえ、世界のトップ企業における経営者の報酬（+持ち株配当）は、通常の労働者の賃金の数倍から数十倍になると言われている¹⁸⁾。

ただし、「資本家」という範疇の中には、先述したように、その私的な所有資本量が零細な場合があり、その場合には、一流企業の労働者の賃金よりも収入が低い場合もあることを忘れてはならない。

そうした個別的特例はあるものの、収入面で比較すれば、資本家階級と労働者階級との間には、大きな不平等がある。さらに、この経済的不平等が存在する限りにおいて、労働者階級は政治的、文化的な恩恵を平等に得ることは困難であり、もっと言えば、経済的不平等のもとでは、政治的「不平等」が現れ、それは「人格としての平等」すら脅かすことになる。

以上、資本制生産様式のもとにおける「自由と平等」の存在状況を概観してきた。そこにあるのは、「社会的な束縛と不平等」が、階級間および階層間において渦巻いているような様相であった。ここに至っては、かつてのように、社会的進歩を促進するものとしての「自由と平等」ではなく、それは形式化ないし形骸化し、実質的には、資本制的生産様式そのものの発展を阻害するような「不自由と不平等」へ変化している。

ここで新しい問題が生ずる。それは、なぜ、資本制生産様式のもとで、「自由と平等」は、このように変化してきたのかという問題である。

こうした変化が生じたのは、次の理由による。

なるほど、「自由と平等」を理念とし、観念としての共同体的紐帯を基礎とした「国家」のもとに形成された「資本制生産様式」ではあったが、それと同時に、それらを破壊する私的所有制

度がなおも、社会的に継承されていたからである。つまり、この私的所有制度が階級制度を温存し、生産力の発達とともに、資本制的「自由と平等」が、政治経済的矛盾となって現れてきたからである。それが基本原因である。

そのため経済構造とその運動法則は、「自由と平等」という経済原則を踏まえながらも、数多くの社会・経済的諸矛盾を資本みずからが生み出したのである。もっと細かく言えば、利潤の飽く事なき追求という「利潤第一主義」という理念のもとに展開される、資本蓄積運動の諸矛盾が顕在化した結果としての「不自由と不平等」なのであった。

かくして、資本＝賃労働関係を基軸とする資本制生産様式にあっては、内在的に二つの社会経済的運動が展開する。その一つは、中小資本や労働者階級に「不自由と不平等」という負担を押しつけ、これを梃子としてながら、なおも資本の強蓄積を推進しようとする巨大資本の蓄積運動であり、もう一つは、これに反対する労働者階級や中小企業の生活と人権を守る運動である。そして、これが資本制生産様式の「自由と平等」という経済原則に立脚した、資本蓄積運動がもたらした経済的諸結果であった。

まとめて言えば、こうした変化は、資本制生産様式そのものが生み出した資本蓄積運動の矛盾および資本＝賃労働関係の矛盾によるものであるが、この「経済的危機」が深刻化すれば、資本制生産様式そのものが危機となる。言わば論理的に把握された経済的、政治的、文化的危機を内包した「体制的危機」である。こうなれば、資本制国家権力が動員される。この体制的危機は、資本制的私有財産制度の危機と関連するからである。

では、資本制国家権力はどうか対応していくのか、少なくとも、資本蓄積との関連での「不自由」をどう解決するのが課題となる。また階級間および階級内格差という「不平等」を私的所有との関連で解決しなければならない。

次節では、「自由と平等」という経済原則にそって展開してきた資本蓄積運動の結果、もろもろの内在的矛盾を生み出したが、その生み出した矛盾を資本はどう打開していくのか、それとの関連で、擬制価値が擬制価格となる経済関係を明らかにしていきたい。なお、観念としては現代世界資本制経済におきながらも、その問題については、「市場調整的生産価格」以前、つまり独占形成前の論理段階で取り扱うことにする。

注

- 16) マルクス『資本論』、大月書店版、第5分冊、964ページ。Dietz Verlag, B III. 799Ss.
- 17) マルクス『資本論』、大月書店版、第1分冊、221ページ。Dietz Verlag, B I. 183s.
- 18) 日常的経験による。労働者階級の貧困については、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状況』（1845年）がその古典的文献である。なお、最近の日本では、丸山忠也「経営者高額報酬問題と企業の株式資本主義化」（『経済』、2019年9月号）が、両階級間の収入格差の典型的事例を示している。国際的には、『21世紀の資本』（トマ・ピケティ、邦訳2014年、みすず書房）の分析を参照されたい。

第五節 擬制価値の転化法則

現実の経済社会における擬制価値は、国家権力や私的諸権利の行使という形態で存在している。だが、封建的国家権力や私的諸権利は、資本制的生産様式の発展、つまり資本蓄積運動にとっては、桎梏であった。そこで資本主義的イデオロギーとして登場したのが「自由と平等」という経済原則である。それは観念的ではあったが、政治的なイデオロギーとなり、封建的な国家権力や諸権利を、資本制的経済関係の総体である資本制生産様式から排除するイデオロギーとして、歴史的に一定の進歩的な役割を果たした。

また経済学の理論的研究方法としても、これらの国家権力や諸権利の行使である擬制価値の諸形態は、その下向過程（理論的分析過程）では、副次的な要素であるとして捨象されてきた。上向過程としてみた『資本論』でも、第三巻の第10章までの論理展開には、こうした擬制価値についての検討は含まれていない。

したがって、「資本」の運動論に限定する「純粋な」経済理論の方法では、資本にとっての外的要因である擬制価値は「不純物」とされ、理論体系の中に含まれなかった。

しかしながら、私的所有制度を基底とする資本制生産様式は、資本＝賃労働関係を基軸とし、諸資本間の競争によって発展するという矛盾的な経済構造をもっている。そのため、この矛盾が、生産と消費の矛盾、生産部門間の不均衡、体制的な生産利潤率の傾向的低下、ひいては資本価値の破壊、恐慌などとなって現れるようになる。

さらに、こうした経済的諸矛盾は、自由に競争する諸資本の間に、超過利潤を得る資本とそうでない資本との不平等や格差を生み出す。その原因の一つは、資本が超過利潤を生み出す手段を援用するかどうかによるものであった。では、その手段とは何か。

周知のように、『資本論』では、この超過利潤は、特別剰余価値の実現形態である。具体的には、資本の生産過程において、高性能の技術を導入することによって、つまり資本の有機的構を高め、特別剰余価値を実現することによって得ることができる。論理的には、そうである。

だが、超過利潤を得る手段は、特別剰余価値の転化によるだけではない。各個別資本は、社会的再生産過程の各局面において、人為的ないし自然的な「排他的な諸権利」を擬制価値として援用することによっても、超過利潤を得ることができる。

広義の土地（土地の多面的な側面をはじめ、漁場、鉱区、林野などを含む）といった限られた資源の排他的な諸権利をはじめ、労働力、原料、輸送手段、信用（資金調達）、情報入手手段、販売市場、購買市場、価格操作（計画的な価格の切り下げ）、ボイコット宣言などの人為的な諸権利や拘束権などの援用によって、資本は超過利潤を取得することができる。¹⁹⁾

つまり、本稿の第二節で表示した「擬制価値の諸形態」が、個別資本が超過利潤を取得する手段として多様に援用されるのである。

『資本論』において、商業利潤、利子、地代が、超過利潤との関連で論理展開されているのは、それぞれが擬制価値の援用と関連しているからである。また、高瀬荘太郎氏が、超過利潤との関連で「暖簾」を説いたことは、既に指摘したとおりである。²⁰⁾

ここにおいて、資本制的経済原則は、明らかに「自由と平等」という理念を実質的に放棄し、替わって、「束縛と不平等」が社会的存在となった。ただし、そのいずれの場合でも、私的所有を制度的前提とする限りにおいてのみ成立する資本制的経済関係である。

かくして諸資本の運動は、「自由で平等」な経済原則を観念的な理念としながらも、私的所有制度のもとでは、超過利潤を取得するために、「弱肉強食」、つまり「拘束と不平等」の競争として展開される。それは、まさに超過利潤を取得する手段として、国家権力や私的諸権利である擬制価値をいかに援用するかという諸資本間の競争でもある。その結果、個別資本の間に資本規模の格差が生じ、それは諸資本の間に不均等発展をもたらす。それが資本制生産様式の常態となる。

以上のことから判るように、この擬制価値の援用は、旧国家権力や諸権利の歴史的復帰ではない。それは、資本制生産様式のもとでの、まさに「資本」の内的運動として、諸資本の競争を通じて、超過利潤を取得する手段としての論理展開なのである。すなわち、個別的諸資本が、競争戦を勝ち抜くための手段として援用した資本制的「権力や諸権利」なのである。それを社会的にみれば、多様な形態での擬制価値が資本制的経済関係へ編入されるということになる。

ところで、資本がそれらを擬制価値を援用する場合には、それらを観念上の私有財産としてみなすことになる。観念的であれ、それが私有財産である以上、その援用には、その代価を支払わねばならない。かくして「国家権力」や私的諸権利は、観念としての「擬制価値」となり、さらに、それが諸資本によって援用されるという経済関係の成立によって、擬制価値は商品となり、「価格」（擬制価格）をもつに至る。かくして、擬制価値は擬制価格へと一般的に転化する。

なお、この転化に係わっては、次の三つの問題を検討しなければならない。

その第一は、擬制価格（私的諸権利）の大きさがどのように規定されるかという問題である。第二に、国家権力の行使によって生ずる擬制価格の大きさに関する問題、そして第三に、経済学の理論体系と関連する方法論的問題である。

第一の問題は、私的諸権利としての擬制価値がいかなる価格に決まるかという問題である。この問題については、労働価値論を補強する論理を展開することになる。

『資本論』の第三巻10章までは、単純に言えば、投下労働量が価値量を決定するということがあった。そして価格は価値の貨幣的表現形態であった。少なくとも、社会的平均労働への還元問題を別とすれば、そのようになる。だが、擬制価値の擬制価格への転化については、擬制価値そのものが実体がない、つまり労働の生産物ではないのだから、投下労働量によって価格を決定するわけにはいかない。

マルクスは「価値をもたないのに価格をもつ商品という例外は、ここでは考えないでよい²¹⁾」としているが、擬制価値について検討している場合には、例外というわけにはいかない。まさに、「ここがロドス」なのである。まず、生産資本が擬制価値（私的諸権利）を援用するのは、その援用によって超過利潤の取得を見込めるからである。したがって、当初的には、超過利潤を含んだ期待利潤率（予想利潤率）が適用される。しかし、その後における擬制価格は、その時に得られた超過利潤の大きさを、資本還元したものととなる。つまり平均的実現利潤率で還元された価格となる。だから、結果的には、実現された超過利潤の大きさに、擬制価値の価格は規定されることになる。これが擬制価値の擬制価格への転化法則である。

得られた超過利潤は、資本によって援用された各種の擬制価値へ配分される。技術的特許、土

地など多様な擬制価値が資本によって援用されることによって擬制価格をもつようになり、それらは、やがて擬制資本へと転化する。

擬制価値は、生産過程だけでなく、流通過程でも援用される。商標、暖簾、命名権など、これもまた多様であるが、ここでの擬制価値も、この流通過程で生まれる超過利潤の大きさによって、つまり、それを資本還元することによって、その価格が決定される。

さらに擬制価値は、名誉や地位、さらには希少性などといった社会的再生産過程とは直接的には無縁のものが商品として現れる。これらも価格を形成するが、それらは超過利潤の存在と無縁のものが多く、それだけに、その価格は需要者の欲望の度合いによって決定されることになる。だからと言って、労働価値論が否定されるということではない。

たしかに、価格が、投下労働量によってだけではなく、超過利潤の資本還元によって決まる場合もあり、また需要者の欲望によって決まることもある。だが、それらは、いずれも資本制的経済関係のもとで価格である。しかも、その資本制的経済関係を主軸とした場合は、商品の圧倒的な部分が労働の生産物であるということを再認識すべきである。まして、資本制社会を資本制と規定する根本範疇は、「利潤」であり、それは剰余価値を源泉とする。この剰余価値は、資本の生産過程における「資本＝賃労働関係」を通じてのみ生産可能なのである。

以上は、資本制社会における価格形成の論理的階層性について、「市場生産価格」を前提として、私的所有（排他的処分権）と私的占有権（排他的利用権）の関連、さらに超過利潤と関連させて論じたものである。さらに私的所有物の処分価格を経済外的関係として、つまり需要者の欲望として把握することも含めれば、資本制社会における「価格形成メカニズムの階層性」を理解することができよう。ここまでくれば、さらに現実的な価格として、「宣伝価格」や「欺瞞的価格」などの存在を見通すことが可能となる。

なお、国家権力を行使することによって生ずる擬制価値については、その価格形成のメカニズムが、いま述べてきた私的擬制価値の場合とは異なる。それは強権的であると同時に「曖昧」である。以下では、その国家権力的擬制価値を検討する第二の問題に入ろう。第二の問題は、国家権力として行使される擬制価値の価格決定に関する問題である。

国家権力をもつ国家機構の経済行為は、国家機構そのものを維持するための経済関係（商品売買関係）と国家権力の行使（徴税と国民的諸権利への給付）にともなう経済関係とに分かれる。

国家機構が、一つの経済主体として、商品を生産し、かつ販売する場合の価格、また商品を調達する場合の価格は、一般的商品と基本的に同じく、「価値どおり」の売買ということを前提とする。しかしながら、その場合でも、国家権力の行使によって、一方では専売の高価格があり、他方では格安の売払があることは、すでに紹介した通りである。²²⁾

これらの価格も、国家権力を行使した「擬制価値」であることは論をまたない。そして、それらの価格は国家政策的であり、階級的利害関係が絡んでいるので、それ以上の法則性をもたないことになる。

ところで、国家権力を行使した擬制価値の最大のもは、国民からの租税および国民への反対給付金である。この租税を「国家・国民の必要経費」として徴収するにしても、その価格は政策的で、かつ曖昧である。また、「国民への反対給付」（国民的諸権利という擬制価値の価格）としても、その内容は、同じく政策的でかつ曖昧である。この内容的「曖昧さ」は、納税額および反対

給付額という価格の曖昧さとして現れる。この曖昧さが、実は国家の階級的性格を示すものである。換言すれば、国家権力を行使した擬制価値の価格は、こうした「曖昧さ」が特徴なのである。

ここでは、擬制価値の価格が、私的擬制価値のように、超過利潤を資本還元した価格としては現れず、国家権力は、租税を「国家予算」として総額として計上、徴収し、それを国民各階級および各階層へ負担配分するのである。それだけに、個別的な課税の額は曖昧さを伴うことになる。同時に、課税の形態も、直接税や間接税など多様なものとなる。

こうした租税徴収における「曖昧さ」は、国家権力の基盤が、いわば欺瞞的な共同体的紐帯に立脚して「国民」に納税義務を階級的に行う手段としているからである。

これに対して、反対給付は、国家の義務として、国民の諸権利を物質的に保証しなければならないものである。すでに、この反対給付の内容、すなわち国民的諸権利の内容については、過去の論文²³⁾でも、また本稿の第一表でも、生命権（安全権）をはじめ居住権、営業権、通行権、労働権、教育権、医療権など多様な諸権利を紹介してきたが、いずれも、その内容は「曖昧」である。それは、反対給付における国民的諸権利の内容が階級・階層的利害関係を含んでおり、かつ、その量的大きさも階級および階層的力関係によって決まるからである。

ここにおいて、国家的擬制価値の価格決定は、私的擬制価値の価格決定の、どのメカニズムとも異なって、強権的かつ曖昧で、階級・階層的力関係によって規定されていると言うことができよう。それを可能とするのは、共同体的紐帯という「欺瞞的観念」によって、没階級的な存在としての「国民」を形成し、「国家」を形成しているからである。それが私的所有制度に立脚していることは論をまたない。

念のために付記しておくが、価値論体系としては、（生産）価値は生産価格、市場価値、市場生産価格、そして擬制価値を導入した「市場調整的生産価格」まで上向してきた。その擬制価値の大きさは超過利潤の大きさに一般的に規定され、その特殊な事例として、希少性や芸術性のある商品については、「需要者の欲望」によって価格が決定することもあり、国家価格のように、「国家権力によって、あるいは階級・階層間の力関係によって価格が決定する場合があること」を、「資本制経済のもとにおける価格形成の階層性」として、もう一度確認しておきたい。

第三の問題は比較的簡単である。「純粹」経済学のように、理念としての「資本」を中心として展開する理論体系の場合には、擬制価値は最初から「不純物」として排除されており、これらの「不純物」がいかなる形態で登場しようとも、それらを理論体系の中に含ませることは論理的にできない。できるとすれば、資本の運動を、これらの「不純物」（擬制価値）と対比させ、結果的として、その対比の態様を類型化する程度であろう。少なくとも、論理的には、同じ理論体系として構築することはできない。

これに対して、「下向・上向法」、つまり現実の経済的諸現象を、理論的に分析し、もっとも単純な経済的範疇から複雑な範疇へと理論構築していくという方法だと、この擬制価値を、まさに資本制的経済関係の一つとして経済理論体系へ編入することが、いとも容易である。いうなれば、擬制価値を擬制価格として理論分析し、価値体系へ編入、別の正しい表現だと「還元」できるのである。そして、この方法によれば、擬制価格、擬制資本、独占価格、国家価格、国家独占資本制価格へと論理展開していく道が開けるのである。

注

- 19) Fritz Kestner「Der Organisationszwang（『組織強制』）」（1927. Berlin）の第二章「アウトサイダーに対するカルテル強制」（S53～77）を援用。なお、この項目は、レーニン『帝国主義論』に引用されている。
- 20) 高瀬荘太郎『暖簾の研究』、森山書店、1930年を参照。なお、高瀬氏は会計学の視点から「暖簾の価格」について言及し、「超過純益を基準とする還元法」（44ページ）を適切だとしている。
- 21) マルクス『資本論』、大月書店版、第4分冊、239ページ。Dietz版、第Ⅲ分冊、216ページ。
- 22) 拙稿「擬制価値としての国家価格」、『立命館経済学』（第68巻第2号、2019）を参照のこと。
- 23) 同上。

おわりに

本稿は、擬制価値の現実的存在、その価格への転化に関する経済的諸関係、その運動法則について論じたものである。資本蓄積の上で桎梏となった旧国家権力や旧私的諸権利は、資本制生産様式のもとでは、経済関係から排除される。「自由と平等」という近代的思想が、資本制経済関係に立脚したイデオロギーであった。

だが、私的所有に立脚した資本蓄積運動が、かつ「超過利潤の取得」を目的とする諸資本間の競争という形態をとる以上、それを獲得する手段として国家（公的）権力や諸権利をも資本は援用する。かくして、国家（公的）権力や私的諸権利は、資本によって援用されるという関係において、社会的再生産の中に、つまり社会的経済関係の中に、擬制価値として取り込まれるのである。このようにして、一般的かつ抽象的な価値範疇としての「市場生産価格」は「市場調整的生産価格」へと展開していく。それと同時に、擬制価値を擬制価格へと転化させるのである。

別の視点から言えば、私的所有（排他的処分権）と私的占有権（排他的利用権）との関係でもある。もっとも、公的擬制価値と私的擬制価値とでは、その社会的経済関係への編入過程（メカニズム）が異なる。

国家権力を中心とした公的擬制価値の存在は、私的所有だけでなく、その前提として、観念としての共同体的紐帯が必要となる。資本制国家における観念的共同体的紐帯は、原始的共同団体の観念的枠組み、すなわち「家族、部族、種族、民族等の観念的同一性」が一つの社会的関係として発展してきたものである。その観念的存在と私的所有の関連が歴史法則的にもっと深められねばならない。

これまでに、私は、私的所有の発生過程を、原始共同団体の崩壊と貢納制社会（総体的奴隷制）の成立過程を通じて論じてきた。²⁴⁾だが、奴隷制、封建制における経済関係としての国家権力については論じていない。資本制における国家権力や国家機構と社会的経済関係については、「擬制価値としての国家価格」²⁵⁾という論文で論じているが、なお「共同体的紐帯」についての論及には不十分さを残している。

本稿では、市場調整的生産価格について、これを擬制価値と超過利潤取得の経済関係として論じてきた。方法論としては、その経済的諸関係を論理展開していけば、価値体系論としては、いよいよ「独占価格」を解明していく論理段階に到達してきたのではないかと思う。

注

- 24) 拙稿「所有形態の転化法則について」, 九大, 『経済学研究』, 1969年。なお, この論文には, アステカとプレ・インカについての事実誤認がある。1985年の現地踏査で確認。
- 25) 拙稿「擬制価値としての国家価格」(『立命館経済学』, 第68巻第2号, 2019)を参照。

20.8.22脱稿